

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 廃棄物管理個別 02 R0
提出年月日	2022年4月15日

保安規定審査基準との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) 廃棄物管理個別 02】の新規作成版である。

目 次

- 1. 概要..... 1
- 2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明..... 1

添付 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、廃棄物管理施設保安規定と「廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（改正 令和2年2月5日 原規規発第2002054号-7 原子力規制委員会決定）」（以下「保安規定審査基準」という。）との整合性について説明するものである。

2. 保安規定審査基準との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文（今回変更のない事項も含む）について、保安規定審査基準との整合性を添付に示す。

廃棄物管理施設における保安規定の審査基準と廃棄物管理施設保安規定変更内容の整理表

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の18第1項の規定に基づき、事業所ごとに保安規定を定め、廃棄物管理施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p><u>(赤字下線)</u>：変更する条文、図表（記載の適正化を除く。）</p> <p>※第〇号 X.：複数の保安規定審査基準に該当する条文について変更がある場合は、関連性が高い条文に対応した箇所に変更内容を記載し、これ以外の箇所には変更内容を記載した号番号を「※第〇号 X.」により示す。</p> </div>
<p>これを受け、認可を受けようとする廃棄物管理事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第34条第1項各号において規定されている事項について定め、申請書を提出することが求められている。</p>	
<p>申請書を受理した原子力規制委員会は、廃棄物管理事業者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第51条の18第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法第51条の2第1項若しくは第51条の5第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであると認められないことを確認するための審査を行うこととしている。 	
<p>したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。</p>	
<p>ただし、廃棄物管理規則第34条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、放射性廃棄物を初めて事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。</p>	
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p>	<p>—</p>
<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第3条の2（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の4（品質マネジメントシステム計画）</p>
<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>第3条（規定の遵守） 第3条の2（関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上） 第3条の4（品質マネジメントシステム計画）5 経営責任者等の責任</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第51条の2第1項又は第51条の5第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、廃棄物管理施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p> <p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>—</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）1～8</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図</p> <p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）8 評価及び改善</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第3号 操作及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 廃棄物管理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>—</p> <p>第4条（保安に関する組織）</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び調達室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）<u>品質・保安会議の運営に係る業務及び廃棄物管理の事業に係る役員等への安全に係る教育</u>を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（品質・保安会議の審議事項、構成等）</p> <p>第9条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2 品質・保安会議は、<u>安全・品質本部長</u>を議長とし、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者のほか社長</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	<p>が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の事項によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者（廃棄物取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p><u>6 【削除】</u></p> <p>第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等） 第10条の2（安全・品質改革委員会の審議事項、構成等）</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第4号 廃棄物取扱主任者の職務の範囲等</p>	<p>—</p>
<p>1. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関し、保安の監督を行う廃棄物取扱主任者の選任について定められていること。</p>	<p>第6条（廃棄物取扱主任者の選任）</p>
<p>2. 廃棄物取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第51条の21に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（廃棄物管理設備の操作に従事する者は、廃棄物取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、廃棄物取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第3条の4（品質マネジメントシステム計画）5.5 責任、権限及びコミュニケーション 第6条（廃棄物取扱主任者の選任） 第7条（廃棄物取扱主任者の職務等） <u>第9条（品質・保安会議の審議事項、構成等）※第3号1.</u> 第10条（貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等）</p>
<p>3. 特に、廃棄物取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも廃棄物管理施設の保安組織から廃棄物取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>第6条（廃棄物取扱主任者の選任）第3項</p>
<p>廃棄物管理規則第34条第1項第5号 保安教育</p>	<p>—</p>
<p>1. 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>第57条（保安教育）</p>
<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	
<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	
<p>4. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>第12条の3（火災発生時の体制の整備） 第12条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）</p>

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 12 条の 5 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 12 条の 6 (その他自然災害発生時の体制の整備) 第 57 条 (保安教育)
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 6 号 廃棄物管理施設の操作	—
1. 廃棄物管理施設の操作に必要な操作員の確保について定められていること。	第 10 条の 3 (操作員の確保)
2. 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 10 条 (貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等) 第 11 条 (巡視点検) 第 12 条 (操作上の一般事項) 第 12 条の 3 (火災発生時の体制の整備) 第 12 条の 4 (火山活動のモニタリング等の体制の整備) 第 12 条の 5 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 12 条の 6 (その他自然災害発生時の体制の整備)
3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 12 条の 2 (引継)
4. 廃棄物管理設備の操作に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 3 章、第 5 章 各条 第 12 条 (操作上の一般事項) 第 13 条 (ガラス固化体の受入れ計画) 第 25 条 (作業管理)
5. 地震、火災等の発生時等に講ずべき措置について定められていること。	第 10 条 (貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等) 第 11 条 (巡視点検) 第 12 条の 3 (火災発生時の体制の整備) 第 12 条の 4 (火山活動のモニタリング等の体制の整備) 第 12 条の 5 (火山影響等発生時の体制の整備) 第 12 条の 6 (その他自然災害発生時の体制の整備) 第 46 条 (異常時の措置)
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 7 号 管理区域及び周辺監視区域の設定等	—
1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 32 条 (管理区域)
2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 33 条 (管理区域の区域区分)
3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められてい	第 34 条 (管理区域内の特別措置)

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
ること。	
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 36 条（管理区域への出入管理）
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 36 条（管理区域への出入管理）
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 35 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 36 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 39 条（作業に伴う放射線管理）
7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第 43 条（物品の移動） 第 44 条（事業所において行われる運搬） 第 45 条（事業所外への運搬）
8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第 37 条（周辺監視区域）
9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 3 条（規定の遵守） 第 35 条（飲食及び喫煙の禁止） 第 36 条（管理区域への出入管理）第 6 項、第 7 項 第 39 条（作業に伴う放射線管理）
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備	—
1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 30 条（放射性液体廃棄物） 第 31 条（放射性気体廃棄物） 第 42 条（放射線測定器類の管理）
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 5 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 1 0 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 23 条（施設管理計画）
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 9 号 線量、線量当量、汚染の除去等	—
1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第 38 条（線量の評価及び通知） 第 39 条（作業に伴う放射線管理） 第 41 条（線量当量等の測定） 第 42 条（放射線測定器類の管理）
2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が 1 9 7 7 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 31 条の 2（放射線管理に係る基本方針） 第 38 条（線量の評価及び通知） 第 39 条（作業に伴う放射線管理）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
3. 廃棄物管理規則第27条第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第40条（床、壁等の除染）
4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第41条（線量当量等の測定）
5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第43条（物品の移動） 第44条（事業所において行われる運搬）
6. 核燃料物質等（放射性固体廃棄物を除く。）の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第45条（事業所外への運搬） 第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	原子炉等規制法第61条の2の対象はない
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第29条の2（「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理）
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第31条（放射性気体廃棄物） 第32条（管理区域） 第33条（管理区域の区域区分） 第34条（管理区域内の特別措置） 第35条（飲食及び喫煙の禁止） 第36条（管理区域への出入管理） 第39条（作業に伴う放射線管理） 第40条（床、壁等の除染） 第41条（線量当量等の測定） 第43条（物品の移動）
廃棄物管理規則第34条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	—
1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第30条（放射性液体廃棄物） 第31条（放射性気体廃棄物） 第41条（線量当量等の測定） 第42条（放射線測定器類の管理）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第15号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第23条（施設管理計画）
廃棄物管理規則第34条第1項第11号 放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄等	—
1. 事業所内における放射性廃棄物の運搬に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること。	第13条（ガラス固化体の受入れ計画） 第14条（輸送容器の確認） 第15条（ガラス固化体の性状の確認） 第16条（つり上げ高さの制限） 第17条（輸送容器の取扱い） 第18条（ガラス固化体の抜出し） 第19条（ガラス固化体検査・測定） 第20条（貯蔵ピットへの収納） 第21条（ガラス固化体が冷却されていることの確認） 第22条（収納管内が負圧に維持されていることの確認） 第29条（放射性固体廃棄物） 第29条の3（事故由来放射性物質の降下物の影響確認） 第44条（事業所において行われる運搬）
2. 核燃料物質の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第44条（事業所において行われる運搬） 第45条（事業所外への運搬） 第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）
3. 放射性廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第45条（事業所外への運搬） 第45条の2（ガラス固化体を納めた輸送物の運搬）
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第30条（放射性液体廃棄物）
5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第31条（放射性気体廃棄物）
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第41条（線量当量等の測定）
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第28条の2（放射性廃棄物管理に係る基本方針） 第30条（放射性液体廃棄物） 第31条（放射性気体廃棄物）
廃棄物管理規則第34条第1項第12号 非常の場合に講ずべき処置	—

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 47 条（非常時対策組織） 第 48 条（非常時要員） 第 48 条の 2（緊急作業従事者） 第 49 条（非常時用器材の整備） 第 49 条の 2（通信連絡手順の整備） 第 49 条の 3（安全避難通路等） 第 50 条（通報系統） 第 51 条（通報） 第 52 条（応急措置） 第 53 条（非常時体制の発令） 第 54 条（非常時対策活動） 第 55 条（非常時体制の解除） 第 56 条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 12 条（操作上の一般事項） 第 49 条の 2（通信連絡手順の整備）
3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 50 条（通報系統） 第 51 条（通 報）
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 56 条（原子力災害対策特別措置法に基づく措置）
5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 52 条（応急措置） 第 53 条（非常時体制の発令） 第 54 条（非常時対策活動）
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第 48 条の 2（緊急作業従事者）
（1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。	第 38 条（線量の評価及び通知）第 5 項、第 6 項 第 48 条の 2（緊急作業従事者） 第 54 条（非常時対策活動）第 3 項
（2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。	
（3）実効線量について 2 5 0 m S v を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	
8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 55 条（非常時体制の解除）
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 58 条（非常時訓練）
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 3 号 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置	—
1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	第 11 条（巡視点検） 第 12 条の 3（火災発生時の体制の整備）
（1）廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。	添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準（第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連） 1 火災 （略）
（2）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。	1. 2 教育訓練の実施 (3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。
（3）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。	a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育
（4）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（安重機能を有する機器等並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち安重機能を有する機器等を除いたものをいう。） (b) 火災及び爆発の発生防止対策 (c) 火災感知設備（自動火災報知設備） (d) 消火設備 (e) 火災及び爆発の影響軽減対策 (f) 火災影響評価 (以下、略) 第 12 条の 4（火山活動のモニタリング等の体制の整備） 第 12 条の 5（火山影響等発生時の体制の整備） 第 12 条の 6（その他自然災害発生時の体制の整備） 第 46 条（異常時の措置） 第 47 条（非常時対策組織） 第 48 条（非常時要員）

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
	第 48 条の 2 (緊急作業従事者) 第 49 条 (非常時用器材の整備) 第 49 条の 2 (通信連絡手順の整備) 第 49 条の 3 (安全避難通路等) 第 50 条 (通報系統) 第 51 条 (通報) 第 52 条 (応急措置) 第 53 条 (非常時体制の発令) 第 54 条 (非常時対策活動) 第 55 条 (非常時体制の解除) 第 56 条 (原子力災害対策特別措置法に基づく措置)
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 4 号 記録及び報告	—
1. 廃棄物管理施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 3 条の 4 (品質マネジメントシステム計画) 4.2.4 記録の管理 第 60 条 (記録)
2. 廃棄物管理規則第 2 6 条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	
3. 事業所長及び廃棄物取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 61 条 (報告)
4. 特に、廃棄物管理規則第 3 5 条の 1 6 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	
5. 当該事故故障等の事象に準ずる事象について、具体的に明記されていること。	
廃棄物管理規則第 3 4 条第 1 項第 1 5 号 廃棄物管理施設の施設管理	—
1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号—7 (令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第 11 条 (巡視点検) 第 13 条 (ガラス固化体の受入れ計画) 第 23 条 (施設管理計画) 第 24 条 (設計管理) 第 25 条 (作業管理) 第 26 条 (使用前事業者検査の実施) 第 27 条 (定期事業者検査の実施)
2. 廃棄物管理施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原管廃発第 1 3 1 1 2 7 1 3 号 (平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日原子力規制委員会決定))等を参考とし、廃棄物管理規則第 2 9 条の 2 に規定された廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を	第 13 条 (ガラス固化体の受入れ計画) 第 28 条 (廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
定期的に実施することが定められていること。	
3. 事業を開始した日以後20年を経過した廃棄物管理施設については、長期施設管理方針が定められていること。	添付2 長期施設管理方針
4. 廃棄物管理規則第34条第1項第15号に掲げる廃棄物管理施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に廃棄物管理規則第29条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	保安規定の申請書に係る規定であり、保安規定自体へは反映不要
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考として記載されていること。	第28条（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針）にて定める実施計画書に当該ガイドを参考とする旨を記載。
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。 なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。	第26条（使用前事業者検査の実施） 第27条（定期事業者検査の実施）
廃棄物管理規則第34条第1項第16号 廃棄物管理施設の定期的な評価	—
1. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、「廃棄物管理施設の定期的な評価に関するガイド」を参考に、廃棄物管理規則第33条の2に規定された廃棄物管理施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。	第59条（廃棄物管理施設の定期的な評価）
2. 廃棄物管理施設の定期的な評価に関することについては、廃棄物管理規則第33条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。	
廃棄物管理規則第34条第1項第17号 技術情報の共有	—
1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の廃棄物管理事業者と共有し、自らの廃棄物管理施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第3条の4（品質マネジメントシステム計画）7.4.1 調達プロセス 第23条（施設管理計画）13 情報共有
廃棄物管理規則第34条第1項第18号 不適合発生時の情報の公開	—
1. 廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条の4（品質マネジメントシステム計画）8.3 不適合の管理
廃棄物管理規則第34条第1項第19号 その他必要な事項	—

廃棄物管理施設における保安規定審査基準	保安規定関連条文
<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>第1条（目的）</p> <p>第2条（適用範囲）</p> <p>第2条の2（基本方針）</p> <p>第3条の3（事業者対応方針等の履行）</p>